

飼い主としての

ルールを守りましょう！

飼い犬のふんの放置行為は、『佐渡市ポイ捨て等の防止に関する条例』で禁止されています。

犬のふんが放置された場所周辺を利用する多くの方々への迷惑となります。飼い犬を散歩させるときは、ふんを回収するための用具を携帯し、ふんを放置せず持ち帰りください。

犬の放し飼いは、『新潟県動物愛護及び管理に関する条例』で禁止されています。

市内においても飼い犬が人にかみつく事故が発生しています。犬の放し飼いは、周辺の方々に恐怖心や不安感を与え、危害を加える可能性があり大変危険です。飼い犬には、必ず引き綱を

つけてください。

逸走したペットの捜索も飼い主の責務です。

飼い犬などペットが路上等で死亡していることが多くなっています。ペットが逸走した場合は、飼い主の責任において速やかに捜索し、捕獲してください。

また、ペットが亡くなった場合は、周辺環境に配慮し、遺骸を適正に処置しましょう。

お問い合わせ

市役所環境対策課 環境対策係
☎63-3113

子育て講座 NPプログラム 『完璧な親なんていない!』

カナダ生まれの子育て支援プログラムを利用して、子育て支援講座を開催します。みんなで悩みや関心のあることを話し合いながら、自分にあった子育ての仕方を学びます。

対象 0歳～5歳の子どもを持つ親

定員 12名

時期 11月7日(月)から週1回
(計7回) 午前10時～正午

会場 金井コミュニティセンター

参加費 1人700円

申込期限 10月28日(金)まで
※詳細はお問い合わせください。

申込み・お問い合わせ

市役所社会福祉課

児童家庭支援センター

☎63-5222 FAX63-5223



ミニ特養

情報⑤

ミニ特養は、地域密着型サービスの一つで、一般的には、小規模特別養護老人ホームまたは小規模特養などと呼ばれています。定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、自宅での介護が困難な高齢者が入所し、食事や入浴などの生活介護が受けられるサービスです。

地域密着型サービス

は、平成18年4月の介護保険制度改正に伴って導入された新しいサービスです。認知症や一人暮らしの高齢者などの増加を考え、要介護者の方が住み慣れた地域の中で介護サービスを受けられるように、地域の現在の状況にあわせての特

徴をいかしたサービスを市町村が主体となつて提供される介護サービスの環境を整えるものです。

現在、佐渡市内にミニ特養はありませんが、平成24年度中の開設に向けて3か所の建設計画を予定しています。

- ・新穂地区 29床
- ・相川地区 27床
- ・佐和田地区 29床

来春、複数の介護施設の開設や増床があり、介護職等の人材が不足します。介護職への就業を考えている方は、市役所高齢福祉課またはハローワーク佐渡(☎27-2248)までご連絡ください。

お問い合わせ

市役所高齢福祉課 介護保険係
☎63-3790

平成23年度 酒類販売管理協力員を募集

スーパー、コンビニエンスストア、酒販店などのお酒を販売している場所では、未成年者飲酒防止のための表示を行うことなどが法律で定められています。

関東信越国税局では、買い物などの機会を利用して、お酒の陳列場所にある未成年者飲酒防止のための表示状況やお酒の販売価格などを確認し、税務署に連絡していただく「酒類販売管理協力員」を募集しています。

応募方法等の詳細は、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp/>) をご覧ください。

お問い合わせ

新潟税務署 酒類指導官

☎025-2229-2205(直通)